

いじめに係る損害賠償請求事件の判決について

令和5年5月31日
教育委員会

1 趣旨

令和元年8月9日付で本市に対し損害賠償を求め提起された訴訟について、令和5年4月28日に判決の言渡しがあったので、その概要を報告するものである。

2 訴訟の概要

- (1) 訴状の年月日 令和元年8月9日（盛岡市受理日 令和元年8月22日）
- (2) 事件番号 令和元年（ワ）第129号 損害賠償請求事件
- (3) 原告 盛岡市立A中学校の卒業生Bの父、母
- (4) 被告 盛岡市
- (5) 請求の趣旨

被告は、原告らに対し、それぞれ1,000万円及びこれに対する令和元年8月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 事案の概要

原告らの子Bが、小学校において他の児童から長期間にわたり継続的にいじめを受けていたとして、小中学校、教育委員会等において適切な措置を講じられなかつたことが、いずれも国家賠償法（昭和22年法律第125号。以下「国賠法」という。）1条1項の違法な公権力の行使又は安全配慮義務違反に当たるもので、このことにより、Bが精神障害を発症したとして、被告に対し損害賠償請求を行つたものである。

4 訴訟の経過

令和元年8月に訴訟が提起されて以降、口頭弁論及び証人尋問が盛岡地方裁判所で29回行われた。口頭弁論では、原告及び被告双方から提出のあつた証拠書類の確認などが行われ、また、原告側3人、被告側4人の尋問手続が行われた。

令和元年 9月30日 第1回口頭弁論（公開）

令和4年10月27日 尋問手続（公開）

11月11日 尋問手続（公開）

11月24日 尋問手続（公開）

令和5年 2月 3日 第一審の口頭弁論終結

4月28日 判決

5 判決の概要

- (1) 判決日時 令和5年4月28日（金）午後1時10分
- (2) 場 所 盛岡地方裁判所 301号法廷
- (3) 判決内容

ア 主文 原告らの請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告らの負担とする。

イ 判決の要旨（主な争点と裁判所の判断）

争点(ア)：原告らが主張する他の児童からのいじめ行為はあったのか。

→ 原告らが主張する他の児童の言動について、一部はその事実があったと認められる。また、これら事実認定のあった他の児童の言動は、Bが心身の苦痛を感じていたものと認められるから、少なくとも、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「推進法」という。）2条1項のいじめに該当するものとは認められる。

争点(イ)：被告は、いじめを防止するために、事実確認及び調査をし、Bの安全を確保すべく、適切な措置をとるべき義務はあったか。実際に被告がとった対応をもって、義務が履行されたといえるか。

→ 小学校及びその教職員らのBへの対応については、担任教員一人が対応するのではなく、他の教員と連携してある程度の組織性をもって対応していたということができ、推進法の趣旨に反する対応がされたということもできない。よって、小学校の教職員らによる対応等が、その裁量の範囲を逸脱又は濫用し、明らかに不十分で不合理であったとはいえないから、注意義務違反があったということはできない。したがって、国賠法上の違法な公権力の行使にあたるとはいはず、安全配慮義務違反に当たるともいえない。

争点(ウ)：中学校及び教育委員会は、Bの不登校の原因を調査すべき義務はあったか。

→ 中学校の教職員については、小学校内の事情や人間関係等に通じていないなど、直接に調査義務を負うことはおよそ考え難い。また、教育委員会は、所管事務と関係がないとはいえないものの、調査対象となる児童又は生徒との間に直接の信頼関係がないことからすれば、直接に調査義務を負うことは想定し難い。以上によれば、中学校の教職員らが、Bに対するいじめを調査しなかったことをもって、安全配慮義務違反があったということはできない。

争点(エ)：原告が、推進法に基づく重大事態として取り扱いを求めた時期において、教育委員会は、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）に則った調査を行い、原告らと話し合いを持った上でBの不登校を解消する方策をとるなど適切な措置をとるべき義務はあったといえるか。

→ 小学校の教職員らによるいじめ行為を防止するためにとった対応等については、争点(イ)のとおり、違法な公権力の行使に当たらない。その主体が教育委員会であっても変わりはなく、原告が重大事態として取り扱いを求めた時期に、教育委員会がBへのいじめについて重大事態を念頭に調査を行わず、不登校を解消する方策を行わなかつたことが、違法な公権力の行使に当たるということはできず、安全配慮義務違反に当たるともいえない。

6 今後の対応

原告らが令和5年5月10日付けで控訴状を提出したことから、今後は、第1回口頭弁論に向けて、弁護士と相談しながら適切に対応していく。